

あなたと町政をむすぶパイプ役



# 広報むき

第114号  
2011  
11

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL72-1111(代) ●印刷 木村プリントテック  
ホームページアドレス <http://www.mugitown.jp/>



2011年 牟岐町民運動会（10月9日）



○町長所信	2	○児童扶養手当	14
○補正予算	4	○特別児童扶養手当について	15
○一般質問	6	○精神障害者保健福祉手帳制度	16
○議会の動き	11	○自衛官募集	17
○牟岐町活性化へのお願い	12	○国民年金保険料	18
○子ども手当についてのお知らせ	13	○海が吠えた日	19

皆さんの  
声を  
市政に



出羽島からの風景

## 町長所信

(要旨)

就任して四か月余りが経過しました。今、何をしておられるかをお知らせします。

津波避難所の設置ですが、歴史を参考にすれば、つぎの南海地震は三連動の可能性が非常に高く、震度六強以上、津波の高さは十mを超えると想定されます。従って、安全な避難所の高さですが、史実や先の東日本大震災の最大津波が約三十九mということですので、四十m程度にしたいと考えています。そして、この避難所、避難路を設置する場合に最も重要なことは、我々の世代が一時的な安心を得るために設置するのではなく、子孫の代に発災しても多くの死者は絶対に出さないという決意が必要だと

超えると想定されます。従って、安全な避難所の高さですが、史実や先の東日本大震災の最大津波が約三十九mということですので、四十m程度にしたいと考えています。

現在、全国的にウォーキングやマラソンが盛んになりました。避難路は散歩やジョギングなど健康管理やからだの活性化のため、また、趣

考っています。避難路や避難所は日常的に使用し管理していくことが必要です。

これからは全く道がないというところもあります。できるだけ早く避難訓練ができる避難所、避難路を設置したいと考えています。

つぎに町の活性化、仕事の創造についてですが、今、取り組み始めるのが、町内に多くの空き家、空き地の利用です。現状を調査し、所有者に交渉し、賃貸、売買のお手伝いをする

ことにより、都会のIT企業などの田舎オフィスとして利用いただくとか、民宿、店舗などとして利用できた

から上は全く道がないというところもあります。できるだけ早く避難訓練ができる避難所、避難路を設置したいと考えています。

また、いつどこで地震に遭うかも分かりません。また、いつどこで地震に遭うかも分かりませんので、自分の地区だけでなく、町内の行動範囲にある避難所を歩いてほしいと思います。そして、将来的には牟岐町を防災と保養の町としてアピールし、モデル地域として、交流人口の増加を図ることを目標としています。

現在、町内の里山を一通り見て歩きまして、町民の方がいざという時にどこからでも避難できるよう避難所、避難路を計画するとともに、現在の避難所から更に上に避難ができるように避難所、避難路を計画するにしたいと考えています。

八幡山のように避難所、避難路がほぼできているところもあれば、現在の避難所

は牟岐町を防災と保養の町としてアピールし、モデル地域として、交流人口の増加を図ることを目標としています。

現在、町内の里山を一通り見て歩きまして、町民の方がいざという時にどこからでも避難できるよう避難所、避難路を計画するとともに、現在の避難所から更に上に避難ができるよう避難所、避難路を計画するにしたいと考えています。

それともう一つ海部郡では平成十八年から南阿波よくばり体験が活動しており、皆さんのご努力により年々売上げを伸ばしています。せつから町外から、県外から来ていただきてもお金を使っていたらお金を

使う場合は、日和佐の道の駅へ案内しているようですが、ぜひ牟岐の土産物を買っていただきたい。そういうこ

とで観光物産所を設置したいたいと考えています。国道沿いの既設建物を借りて改修して、土産物や農林水産品の展示販売などを考えています。ここを拠点にして町の活性化、仕事の創造に結び付けたいと考えています。

最後に町民の皆さんとの協働については、これまでに町内五か所で懇話会を開催しました。話の内容は、ほとんど防災と避難所の設置に関するのですが、島

協働については、これまでに町内五か所で懇話会を開催しました。話の内容は、ほとんど防災と避難所の設置に関するのですが、島

協働については、これまでに町内五か所で懇話会を開催しました。話の内容は、ほとんど防災と避難所の設置に関するのですが、島

# 九月定例議会の

## 議案の内容と審議

定例議会が九月十三日から十五日まで開かれました。開会には福井町長が、いま取り組んでいる施策の説明を行い、健全化判断比率等の報告、決算認定、条例改正案、補正予算案、人事案件などを提案説明し、議員から意見書案二件の趣旨説明を行いました。再開日には四名の議員が一般質問に立ち、県立海部病院、にぎわい交流事業、地震津波対策、地域活性化支援助成金などについて論議されました。

そして、二十二年度各会計決算認定八件を常任委員会に付託し、町長提出の報告二件を承認、補正予算など議案四件を可決、議員提出の意見書二件が可決されました。

## 専決処分

## 報 告

- ◎牟岐町税条例の一部を改正する条例
- ◎地方税法の改正により、地方税における租税罰則の改正に伴う町税等の過料の改正、寄付金控除の適用下限額の引き下げが主なもの。

(原案承認)

- ◎二十二年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率
- 実質公債費比率六・九%、将来負担比率五十三・〇%で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は、收支が黒字であるため、



牟岐小学校建設工事起工式

## 条 例

- ◎牟岐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 非常勤職員にも育児休業を適用するものですが、現在該当する者はおらず、制度特別会計決算認定

## 人 事

- ◎教育委員会委員の任命現委員の大谷美由紀氏の再任に同意するもの。(原案可決)

## 決 算

- ◎二十二年度国民健康保険特別会計決算認定
- ◎二十二年度出羽島簡易水道特別会計決算認定
- ◎二十二年度老人保健特別会計決算認定
- ◎二十二年度青少年健全育成センター特別会計決算認定
- ◎二十二年度後期高齢者医療特別会計決算認定
- ◎二十二年度介護保険特別会計決算認定

- 以上八議案については、監査委員の意見書を付けて認定を求めるもの。なお、各会計の決算状況は、次頁のとおり。

(行政常任委員会付託)

早期健全化基準及び財政再建基準には該当せず、監査委員から「概ね良好」との意見が述べられているもの。

(原案承認)

度上法律の改正に対応するもの。(原案可決)

(原案可決)

◎二十二年度上水道事業会計決算認定

(原案可決)

## 平成22年度上水道事業会計決算状況

(単位:円)

経費別	歳入	歳出	差引	備考
収益的収支	104,107,970	100,755,983	3,351,987	
資本的収支	61,002,434	101,494,673	△40,492,239	注:1

注:1 資本的収支が不足する額40,492,239円は、過年度分損益勘定償保資金40,492,239円で補填している。

## 平成22年度各会計決算状況

(単位:円)

会計名	歳入	歳出	差引	残額措置
一般会計	3,351,970,985	3,041,190,780	310,780,205	翌年度へ繰越
国民健康保険特別会計	910,677,658	823,934,580	86,743,078	翌年度へ繰越
出羽島簡易水道特別会計	23,982,134	23,982,134	0	
老人保健特別会計	814,815	814,815	0	
青少年健全育成センター特別会計	6,809,510	6,323,038	486,472	翌年度へ繰越
介護保険特別会計	803,518,716	761,518,087	42,000,629	翌年度へ繰越
後期高齢者医療特別会計	73,778,725	72,842,375	936,350	翌年度へ繰越

## 補正予算

## ◎二十三年度国民健康保険特別会計補正予算

退職者医療療養給付費等  
交付金などの前年度精算による返還金八十七万円を追加し、予算総額を九億五千三百二十九万二千円とするもの。

(原案可決)

## ◎二十三年度一般会計補正予算

内容は次頁に掲載。(原案可決)

## 質問(要旨)

(多くの議員発言がありましたが、紙面の都合上、一部を掲載しています。)

丸山議員 津波から命を守る緊急総合対策事業ですが、簡易トイレは今あるものに加えて今回どれだけ用意するので

ですか。

また、備蓄倉庫は五箇所ですが、将来増やす予定はさらに、かけや、ハンマー、バールなどを備えてほしいと住民から要望があるので

あります。

備蓄倉庫は、予算が必要です。

ので検討したい。

程度個人で確保していただきたいという今までの方針は変わりませんが、細かな

備品、備蓄品については、ちゃんとミルクをあげるためにペットボトルの飲料水は備蓄できませんか。

簡単に水などは三日分はあるので、今後自主防災組織や備蓄倉庫の設置計画がある地元と協議していきたいと思います。

樺谷議員 それに加えて、毛布や赤ちゃんにミルクをあげるためにペットボトルの飲料水は備蓄できませんか。



海部病院について県庁で要望

23年度一般会計の予算総額は

**31億5,345万5千円になりました。**

9月補正予算額は、1億2,653万4千円の追加です。(原案可決)

**9月補正予算 歳出予算の主なもの**

金額	内 容
39,110,000円	退職手当組合特別負担金
4,620,000円	津波から命を守る緊急総合対策事業
1,617,000円	公園管理システム導入手数料
1,800,000円	障害者自立支援対策臨時特例事業
8,763,000円	地域支えあい体制づくり事業
40,000,000円	保育所統合建設工事費（総額368,824千円のうち23年度分）
3,688,000円	インフルエンザ予防接種手数料
3,938,000円	海部郡衛生処理事務組合負担金（追加分）
2,566,000円	水産振興費冷蔵庫設置事業補助金
2,200,000円	徳島県がんばる市町村応援事業
4,800,000円	牟岐町商品券発行事業補助金
1,369,000円	牟岐町健康管理センター備品購入費
3,000,000円	道路維持補修工事
2,000,000円	町道市宇が丘線改良工事
3,000,000円	河内小学校閉校記念委託料

**歳入予算の主なもの**

金額	内 容	
1,000,000円	県支出金	がんばる市町村応援事業交付金
2,310,000円	県支出金	津波から命を守る緊急総合対策事業補助金
1,624,000円	県支出金	障害者自立支援対策臨時特例補助金
8,010,000円	県支出金	地域支えあい体制づくり事業補助金
1,500,000円	県支出金	冷蔵庫設置事業補助金
27,066,000円	繰越金	前年度繰越金
44,050,000円	町債	過疎債
40,600,000円	町債	臨時財政対策債

# 一般質問

9月議会では、4名の議員が一般質問を行いました。



県立海部病院

## 県立海部病院を津波に強い安全な場所へ

櫻谷 千重子 議員

現在の海部病院は河川のそばにあり、津波が来れば二階まで、ことによつては三階まで浸かってしまう恐れがあります。一階、二階には病院の機能の大半が含まれています。そこで、耐震も含め津波に対応できるよう、高台への移設を推進しなければなりません。現時点ではどこに移設する

のが最も良いのか、勿論、町民の皆さんを通院に便利で、海部病院が培ってきた文化や働く場所として考えた上で計画を模索しなければなりません。

東海・東南海・南海の三連動地震津波にも対応できるよう、安全な海部病院を早急に整備することを県知事へ要望伺いました。

県の方で検討していただることはしていただくとして、津波に強い海部病院の土地の確保を牟岐町が早急に検討していくべきではないですか。

町長

三連動地震が発生した場合、現在の海部病院は大きな被害を受けることが予想され、建物が使用可能であつても、津波後のがれき等により外部からの進入が阻害されることが想定されます。

牟岐町としましては、周辺道路も含め津波被害を受けない場所へ移転をしてい

にぎわい交流事業は、町長の立案ですか、どのような経緯で計画に至ったのか。店舗の持ち主との契約等はどうになっているのか。

生産者の中には大型店舗と契約している方や、漁業者は県外などへ出荷しているが、販売する品物の確保はできるのか。

## 牟岐町にぎわい交流事業とは

一山 稔 議員

ただくことが最良の策と考えています。県も徳島県地域医療再生計画の中で、海部病院における災害医療センター機能の整備を掲げていることから、県の財政も厳しい状況にはありますが、国の予算措置状況によっては、海部病院の移転も夢ではないと考えています。

牟岐町に土地が用意できず、実現しなかったというのでは、海部郡の住民の方に対しても、県に対しても説明できません。何とか早い段階で将来を見据えた行動を開始する必要があると考えています。

地元、町内の商店や商工

会、農協、漁協との話し合いはどうなっているのか。販売所の確保、整備も大切ですが、生産者との具体的な話はしているのか、また、海陽町、美波町の特産品の販売もするようだが、どのような話しになつているのか、この事業の今後の計画と見通しを伺います。

予算が伴うこともあり、もっと早く計画が出た時点

で議会に報告なり、知らせて欲しいと思うが、どうか。

町長

この企画は、私が立案し、県の事業を使って計画を進めています。ある店舗の所有者に貸す意志の確認はしていません。利用の対象者は、観光客で町内の商店等の営業とは競合しないと考えており、商工会とは話をしています。農協、漁協、生産者、海陽町、美波町とは話をしています。議会で承認いただければ契約し、協議をして進めていきたい。

最初の段階から説明し、進めるべきかも分かりませんが、これは本格的に予算を投入して施設を整備するのではなく、経費を節減した中で一度やつてみるという事で始めようとしています。

が、これは本格的に予算を投入して施設を整備するのではなく、経費を節減した中で一度やつてみるという事で始めようとしています。

総務課長

当初は、牟岐町地域活性化支援助成金ということです。単独事業でしたが、県交付金の平成二十三年度徳島県がんばる市町村応援事業として、歳出は展示販売所の改修及び設営費で二百二十万円、歳入は交付金で百万円、あとは一般財源となっています。

一山議員

小中学校で命を助ける授業を



AED (自動体外式除細動器)

いじめや自殺、そして災害の多い中、命の大切さや思いやり、助け合いは大切な時です。いつどのような事態に遭遇するか分かりま

ています。

中学三年時の救命講習を受けた後、心肺蘇生法などの理解を深めています。

教育長

小学校では、消防署と連携し、救命講習会を開催し、AEDの操作方法や心肺蘇生法を学んでいます。毎年

一回の取組で子供達は講習

せん。常日頃から訓練や知識を付けておけば、今自分が何をすれば良いか、するべきかの判断ができるので命について考えるとともに頑張ら命の大切さや人のために行動する素晴らしさを学ぶ、命を助ける授業に対する見解を伺います。

している町があります。中学三年生には胸骨圧迫や人工呼吸、AEDの使用法など、小学六年生は、救命について考えるとともに中学三年時の救命講習を受けた後、心肺蘇生法などの理解を深めています。

中学校では、数年実施していませんが、取り組む価値があるもので、今後実施する方向で働きかけていきたい。

一山議員

マンゴーのブランド化は

まちおこしにつながればとの夢を抱いて、前町長が近畿大学よりマンゴーを譲り受け栽培農家に預託していますが、商品化までには土地、苗木、人件費の問題等、課題が山積していると思います。既にブランド化を指向していくのがあります。これからもブランド化を目指していくのか、予算をもつているのか、予算を

付けて取り組んでいくのか。

### 町長

数量的にも、時期的にも試験栽培中で、商品化の目途はついていません。出羽島で数を増やし、温室外でも栽培できれば、観光農園として営業したい。

出羽島以外の町内では、コスト高になる可能性もあり、商品の競争力を見定めたうえで、判断していくべきと思います。

### 産業建設課長

平成二十二年に県の補助を受け、約七カ月が経過し

ています。夏場の温度管理等に課題が残っていますが、

冬場には温暖な気候のため、暖房費は少なく済むと考えています。管理は、出羽島の住民の方と指導員の方で

水やり、ハウスの開け閉め等の管理をしています。

今後、試験栽培の結果によつて、出羽島地区の観光

を活かした中でのマンゴーの利用、新しい果樹栽培と新しい加工品の開発等を地

域住民の方を含めて協議をしながら地域の活性化、観光客の誘致を考えていきた

い。

達方法は、

災害時、一定期間、公助が期待できないとすれば、

地域の助け合いが大切になり、自主防災組織、町内会の活動強化が重要です。現在の組織の結成状況は、

その地域にどんな危険があ

り、どうすれば良いかを

ど安全な場所に避難するこ

と、そして、そのお手伝い

をするというのが、現時点における町行政の最も大事

な仕事です。災害時、停電、

断線、役場の倒壊等も

できず、自助、共助が基本

となり、自主防災組織の役割が非常に重要なことがあります。

現在、二十八地区的うち十六地区で結成していますが、更なる結成をお願いしています。

### 地区

からの要望をもとに補正予算をお願いしております。今後とも集会など聞く機会があれば参加し、要望を計画に入れていくたい。



牟岐小学校津波避難訓練

### 総務課長

南海地震をはじめとした三連動地震では、大きな被害が予想され、放送設備はもちろん庁舎自体も被害を受け、情報伝達が不可能になります。

町民のみなさんには、情報伝達が不能になつた場合を考え、地震の揺れがあれば、情報を待たずにすぐに逃げていただきたいと思

ます。

自主防災組織については、十六組織が結成され、現在

一地区が結成に向けて取組がされています。平成二十

二年四月二十二日に代表者

会議を開催し、その後、牟

が、今回の東日本大震災か

らの最も大事な教訓だと思

います。だとすれば、いざ

という時には安全な高台な

## 東日本大震災の 教訓をどう生かすのか

藤元 雅文 議員

ハーフ面の対策には限界があり、決してそれだけに頼つてはならないというの

が、今回の東日本大震災か

らの最も大事な教訓だと思

います。だとすれば、いざ

という時には安全な高台な

が、今回の東日本大震災か

らの最も大事な教訓だと思

います。だとすれば、いざ

という時には安全な高台な

が、今回の東日本大震災か

らの最も大事な教訓だと思

います。だとすれば、いざ

という時には安全な高台な

が、今回の東日本大震災か

らの最も大事な教訓だと思

います。だとすれば、いざ

という時には安全な高台な

岐町自主防災連絡協議会を結成し、幅広く活動をお願いしています。地域の防災計画については、今後取組をしていただけるよう協議をしてまいります。

### クラブ活動費も対象に

藤元議員

学校教育法、就学奨励法などを根拠にして市町村が実施しているのが就学援助といわれているものです。

平成二十二年九月議会において、準要保護者の認定基準については、生活保護基準の一・二倍以下の答弁が前教育長からありました。その後、PTA会費、生徒会費については、予算計上されましたが、依然としてクラブ活動費が計上されていません。

未来を担う子どもたちのため、自らの生活と子育てに苦労している保護の方々を支援する必要がある

のではないか。

また、就学援助法施行令の改正により、民生委員の助言を求める法的根拠はなくなっていますが、本町はどういう対応をしているのか。

教育長

平成二十三年五月一日現在、徳島県二十四市町村のうち、クラブ活動費を導入しているのは二町村だけであることから、各市町村も公平性を保つという点でクラブ活動費を対象品目の中加えるのは課題があると考えていることがうかがえます。

財源的な問題もあり、他市町村の動向も視野に入れながら公平性をある程度保てる導入方法を継続検討していきたいと考えています。

## 町長公約の取組状況は

横尾 政明 議員

町長

避難所の候補地の認定と調査、整備方針の決定をしています。今後地域懇話会で防災の要望を伺いたい。

一次産業の活性化は、農業では鳥獣害対策、農產品のブランド化に支援の必要があればしたい。

地場産業の育成は、阿南高専とも連携して、既設の企業の側面的な支援を実施したい。また、観光物産所での展示販売、町のホームページへの掲載を考えています。

イベントの実施、ウォーキング大会、マラソン大会などを考えています。

街並み景観と自然景観の整備は、今後景観法に基づく景観行政団体としての手続きを進めたい。

有償ボランティア事業の創造は、鬼ヶ岩屋での食堂経営や食事の宅配サービスが考えられています。

住民との協働は、地域懇話会を五地区で実施しました。今後ペースを上げて進



東の町並み

めでいきたい。

**地域活性化支援助成金の利用状況は**

横尾議員

地域活性化支援助成金については、前向きな施策なので推し進めていただきたいと思いますが、現在までの応募状況、応募内容及び実施事業は。

総務課長

地域活性化支援助成金の応募は三件で、うち二件は事業も完了し、助成金も支払っています。内容は、一件目は牟岐町観光協会の平成二十三年度牟岐夏祭りイベント事業交付金で四十万円。二件目は農協前で実施した、ふるさと牟岐あんどん交付金六万円。三件目は牟岐町商工会の出羽島テングサ特産品開発事業で三十万円。これらの支援事業は、助成の方法として消耗品と軽微な費用にも柔軟に助成できるよう考えていま

す。

**千年サンゴの保全活動を**

横尾議員

千年サンゴと生きるまちづくり協議会は、県、町及び民間六団体の構成による協議会で七月に発足しました。この協議会の目的、協議会における町の取組や広報についての考えは。

町長

千年サンゴと生きるまちづくり協議会は、牟岐町の貴重な資源を守るために、県の指導で持続的な環境保全活動と地域の活性化を目的に発足された。町としては財政的な支援、保全活動の活性化及び地域の活性化を

**◎漁船用軽油に係る軽油引取税の免除措置等の継続を求める意見書**

提出者 一山 稔

賛成者 藤元 雅文

軽油引取税は、道路目的としての課税を前提としていたため、漁船など自動車以外にも様々な用途に使用される軽油について幅広い免税措置が必要とされていましたが、平成二十一年度税制改正において平成二十四年三月までの特例措置となつていています。

漁業においてはコストに占める燃油の比重が極めて大きく、燃油価格の高騰によるコスト上昇に加えて、構造的な漁価の低迷のなかで、漁業経営は深刻な状態に陥っている。

国においては、漁業者の経営安定を図るため、つぎの事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。

一、漁船に使用する軽油に係る軽油引取税の免除措置を継続すること。

二、農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置を継続すること。

# 意見書

(原案可決)

政府に対し次の事項について強く要望する。

一、介護職員待遇改善交付金を平成二十四年度以降も継続するとともに、支給対象者の拡大など抜本的な改善を図ること。

(原案可決)

**◎介護職員待遇改善交付金制度の継続を求める意見書**

提出者 藤元 雅文

賛成者 堤 近義

平成二十一年度の介護保

材不足と経営危機打開を目的に、はじめて介護報酬の引き上げが行われ、介護従事者の待遇改善のために臨時特例交付金制度もつくれた。

しかし現実は、介護従事者の離職や人材不足など深刻な状況が続いている。付金制度も三年間の时限措置であるため、政府でその後の対応が検討されているが、高齢化社会の進行に対するため、介護従事者の待遇改善は重要な課題である。

政府に対し次の事項について強く要望する。

一、介護職員待遇改善交付金を平成二十四年度以降も継続するとともに、支給対象者の拡大など抜本的な改善を図ること。

(原案可決)



港の漁船

## 議会の動き

(9月)		
6日	全員協議会、議会運営委員会	
13日	第3回定期町議会	
~15日		
16日	牟岐町敬老の日のつどい	
(10月)		
5日	広報編集委員会	
11日	町村議会議員特別セミナー	滋賀県大津市
~12日		
12日	四国四県町村長・議長大会	高松市
19日	第4回臨時町議会	
24日	四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連絡総会・整備促進大会	高知県安芸市
24日	第6回徳島交流大使会議	宍喰町
(11月)		
10日	四国地区町村議会議長会研修会	鳴門市
16日	町村議会議長全国大会	東京都
17日	徳島県町村議会議長会役員研修	福島県
~18日		

臨時議会が十月十九日に開かれ、次の議案を審議しました。

## 臨時議会

請負金額を三十一万七千円増額し、工期を十一月三十日まで延長するもの。

(原案可決)

### ◎二十三年度一般会計補正予算

出羽島集会所の修繕、非常備消防の公務災害補償負担金、小学校設備工事、中学校体育館等修繕料、部室

倉庫購入に係る経費六百九十一万四千円を追加し、予算総額を三十一億六千三十六万九千円と定めるもの。

(原案可決)

### ◎二十三年度国民健康保険特別会計補正予算

国民健康保険事業の運営の安定化に関する安定化計画を平成二十三年十一月まで

でに策定するための経費、九十九万五千円を追加し、予算総額を九億五千四百一十八万七千円と定めるもの。

(原案可決)

## 編集後記

三月十一日の三陸沖地震津波から半年が過ぎ去了。しかし、東北の人々に笑顔は戻ってきていない。喪失を失った悲しみを癒す間もなく、住居、仕事、ローンの支払い等々の問題に直面し、大変な生活を余儀なくされている。



お気軽に皆さんのご意見  
ご感想をお寄せください。  
電話 七二一三四二一  
FAX 七二一一七一六  
「広報編集委員会」まで  
お願いします。

生き延びても辛い現実  
が待っているかも知れない。しかし、命さえあれば何となるものだ。  
抜こうではないか。  
生きて、生きて、生き

い。とにかく大地震があれば一刻も早く安全な場所に避難することだ。

## 牟岐町活性化へのお願い

清秋の候、牟岐町の皆様には、ますます健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、近年牟岐町は過疎化の波に洗われ、多くの空家や空地が目立つようになりました。人の手が加えられないまま空家や空地を放置しておくと、家は荒廃し、空地は雑草ばかりになり、周辺の住民の方には大変な迷惑となります。

このような状況を少しずつでも改善するため、牟岐町では、空家、空地の所有者の方に賃貸や売買のお願いをし、できるだけ町内資産・資源を有効活用したいと考えています。

つきましては、町内の空家、空地の有効利用に協賛される方は、牟岐町にご一報くださいますようお願いいたします。地域内の空家や空地の利活用法等の話し合いの後、所有者への依頼等のお手伝いをいただきたいと考えています。

町内の遊休資産を、店舗、子供の一時預り所、サークル活動、農地、作業場、駐車場など町の活性化のため積極的に利用できれば、すこしずつ町が元気に魅力的になっていくと考えています。

古き良き牟岐町の懐かしいを少しでも取り戻したい方、また日本の原風景、美しい牟岐町の田園風景を守りたい方のご参加をお待ちしております。

どうかよろしくお願ひいたします。

平成23年11月

牟岐町長 福井 雅彦

## 全国大会出場



牟岐中学校3年生 吉野有輝くんが、10月2日（日）に行なわれた徳島県中学校英語弁論大会においてみごと三位に入賞されました。

11月24日から26日まで実施される高円宮杯第63回全日本中学校英語弁論大会に出場いたします。全国大会でも活躍されることを期待しています。

## 徳島県最低賃金

「必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も」

平成23年10月15日から

労使仲よく守ろう最賃

時間額 **647** 円

\*特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

(お問い合わせ先)

徳島労働局労働基準部賃金室 (TEL. 088-652-9165) 又は  
最寄りの労働基準監督署まで

## 子ども手当についてのお知らせ

平成23年10月～平成24年3月

### 10月から「子ども手当」が変わりました 申請をお忘れなく!!

これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、全ての方について申請が必要です。

9月末に子ども手当を受け取っていた方（支給対象外者・公務員を除く）には、11月に認定請求書（申請書）の発送を予定しています。

該当されているのに、申請用紙が届かない場合は、ご連絡お願いします。

（※公務員の方は勤務先にお問い合わせください。）

経過措置…平成24年3月までに申請すれば、10月まで遡って受給できます。

該当しない場合もあります。ご注意ください。

### ※10月分からの支給額は以下のように変わりました。

手当の月額（平成23年10月分～平成24年3月分）

- 0歳～3歳未満：15,000円（一律）
- 3歳～小学校修了前：10,000円（第3子以降は15,000円）
- 中学生：10,000円（一律）

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

### 支給対象となる方が変わることあります。

- 施設に入所しているお子さん ⇒ 施設の設置者等に支払われます。
- お子さんについても国内居住 ⇒ お子さんが海外に住んでいる場合、子ども手当を受け取ること  
要件が定められました ができません。（ただし留学中の場合等を除きます。）

### ★ご注意ください！

以下の場合は速やかに申請してください。（経過措置の対象となりません。）

- ・10月以降に他の市町村より転入された方
- ・10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村より転入された方は、転入した日（転出予定日）の次の日から15日以内

10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から15日以内の申請が必要です。

詳しくは、牟岐町役場 住民福祉課（72-3416）まで

## 東日本大震災義援金について

平成23年3月15日～9月1日まで、牟岐町役場、海の総合文化センターに募金箱を設置しました。

義援金総額は、**¥379,880円**

この募金は、牟岐町社会福祉協議会から日本赤十字社等を通じて被災者へおくられました。  
皆様の温かいご支援をありがとうございました。

## 農林水産大臣感謝状受賞者

農林水産統計業務永年協力者

長岡 弘和

## 児童扶養手当

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

### ■受けられる方

父母の離婚等で父または母のいない児童や両親のいない児童など父または母と生計を共にしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は児童が18歳に達した最初の3月31日までです。

### ■手当の対象となる児童

- |                                |                      |
|--------------------------------|----------------------|
| ・父母が離婚した児童                     | ・父または母が死亡した児童        |
| ・父または母が政令で定める障害のある児童           | ・父または母が生死不明な児童       |
| ・父または母が一年以上遺棄している児童            | ・父または母が一年以上拘禁されている児童 |
| ・母が婚姻によらないで生まれた児童              |                      |
| ・遺棄児などで、母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童 |                      |

### ■支給制限 (下記に該当する場合は、対象になりません。)

#### 《児童が次のいずれかに該当するとき》

- |                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| ・日本国内に住所がないとき            | ・公的年金を受けることができるとき    |
| ・父または母の公的年金の加算対象になっているとき | ・里親に委託されているとき        |
| ・児童福祉施設に入所しているとき         | ・父または母の配偶者に養育されているとき |
| ・労働基準法の遺族補償を受けているとき      |                      |

#### 《父または母 (または養育者) が次のいずれかに該当するとき》

- |               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| ・日本国内に住所がないとき | ・公的年金 (老齢年金・障害年金・遺族年金など) を受けているとき |
| ・所得が一定額以上のとき  |                                   |

※ 詳しくは、牟岐町役場住民福祉課 (TEL 72-3416) までお問い合わせください。

## 徳島県障害者相談支援センターによる 身体障害者巡回相談のお知らせ

障害の状況や遠隔地である等の理由により、障害者相談支援センターに直接来所できない方を対象に巡回相談を行いますので、この機会にご相談ください。

### 1. 相談内容:

- 身体障害者の補装具 (義足・補聴器等) の給付を受けたい。
- 身体障害者の施設の情報を知りたい。
- 身体障害者福祉の諸制度について知りたい。
- 生活全般、その他困っていることで相談したい。

### 2. 日程等:

実施年月日	相談科目	場所
平成24年1月17日(火)	整形外科	県立海部病院

3. 受付時間: 午前11時から午前12時まで

4. 注意事項: 完全予約制になっていますので、事前に役場住民福祉課へお申込みください。

5. 費用: 無料

## 徳島県障害者相談支援センターによる 在宅知的障害者家庭支援事業のお知らせ

療育手帳の交付判定、再判定、障害年金の診断書作成、その他相談事業を徳島県相談支援センターの職員等が阿南保健所に巡回し行っています。

相談は無料ですが、予約が必要ですので事前に役場住民福祉課までお申し込みください。

実施日	場所
毎月第3水曜日 (※都合により変更することがあります)	南部女性こども相談センター (阿南保健所内)

## 特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続が必要です。

### 支給要件・対象児童

この手当は、20歳未満で、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障害のある児童を家庭で保護、監督している父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育（児童と同居し、これを監護しその生計を維持することをいう。）している方に対し、支給されます。

### 支給制限

次のいずれかに該当する場合は、支給が制限されます。

- 児童が次のいずれかに該当するときは支給されません。
  - 日本国内に住所を有しないとき
  - 障害を支給事由とする年金を受けることができるとき
- 受給者が日本国内に住所を有しないときは、支給されません。
- 受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者の前年の所得が一定額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月まで支給されません。

### 支給額

支給される手当の月額は、1級（重度）に該当する障害児1人につき50,550円、同じく2級（中度）に該当する障害児1人につき33,670円となっています。

（平成23年4月に額改定となりました。）

### 手当の支給

1. 手当は、毎年4月・8月・12月（請求があつたときは11月）の3期にそれぞれ前月までの分が登録口座への口座振替で支払われます。

所得制限額度額		(単位：円)
扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養親族
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
5人	6,496,000	7,388,000
1人増	380,000	213,000

※詳しくは、牟岐町役場住民福祉課まで。（tel. 72-3416）

## ご存知ですか？重度心身障害者医療費助成事業

○重度の障害をお持ちの方に

〔医療費一部負担金  
調剤一部負担金  
を助成いたします〕

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1 身体障害者手帳1・2級所持者		医療保険証・印鑑
2 療育手帳A所持者		
3 身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1を所持する重複障害者		身体障害者手帳および療育手帳

### ひとり親家庭の父母と児童に 入院医療費の自己負担分を助成いたします

ひとり親家庭の父母とその父母に扶養されている児童を対象に入院医療費一部負担金を助成いたします。

入院医療費の助成対象者は下記のとおりとなっています。なお、医療費の助成を受けるためには申請が必要です。

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1 満18歳に達した年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父母等および当該児童		医療保険証・印鑑
2 満18歳に達した年度末までの父母のない児童		（戸籍確認書類が必要な場合もあります）

※ 上記の制度は医療保険加入者が対象となり、所得制限があります。

詳しくは、役場住民福祉課（tel. 72-3416）までお問い合わせください。

## 精神障害者保健福祉手帳制度について

この制度は、精神障害者の方が、精神障害者保健福祉手帳を取得することにより、各種優遇措置の適用が受けられやすくなるとともに、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としたものです。

### 手帳の対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方を対象としています。

### 障害等級

症状の状態によって、1級から3級までの障害等級が認定されます。

### 申請及び交付

#### 1. 申請者

申請者は、本人です。ただし、家族や医療機関の職員の方が申請書の提出や手帳の受け取り手続きを代行できます。また、15歳未満の児童については、あわせて保護者名を記入して申請してください。

#### 2. 申請書類

☆申請書（町役場、病院にあります。）

☆診断書（町役場、病院にあります。）又は、障害年金の受給証書の写し等

☆写真1枚（4cm×3cm）

#### 3. 申請方法

次の二つの申請方法があります。

①申請書に、診断書を添付して申請してください。

この場合、診断書は、精神保健指定医、その他精神障害者の診断又は治療に従事する医師によるもので、初診日から6か月以上経過した時点のものが必要です。

②申請書に、障害年金の受給証書の写し・同意書を添付して申請してください。この場合、診断書は必要ありません。なお、直近の年金支払通知書の写しを併せて添付してください。

#### 4. 交付の決定

県が申請書類を審査し、適当と認めたときは、手帳を交付します。また、不適当と判断したときは、県より通知書を発行します。

#### 5. 手帳の有効期限

県で交付した日から2年間です。更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から申請できます。

◎詳しくは、牟岐町役場住民福祉課まで。（tel. 72-3416）

～社会奉仕活動を目的とした補導委託～

## 家庭裁判所における教育的な働きかけ

### 家庭裁判所における試験観察

家庭裁判所では、非行のあった少年について、保護観察や、少年院送致などの処分を決めますが、しばらく少年の生活態度などを見てから処分を決めることがあります。これを「試験観察」といいます。

### 社会奉仕活動を目的とした補導委託

試験観察においては、非行を繰り返すことがないよう、様々な方法で教育的な働きかけを行っています。例えば、老人福祉施設や乳児院などの施設に少年を預けて指導してもらう「補導委託制度」を利用し、短期間社会奉仕活動に取り組ませることができます。

### 社会奉仕活動に参加することの効果

最近の非行少年の特徴として、他人とうまくコミュニケーションを取れないことなどが指摘されていますが、活動を通じて、少年は、自然と相手に思いやりの気持ちを持つようになります。

こうした経験が立ち直りのきっかけになるものと考えられています。

## 白衛官募集

募集種目	応募資格	受付期間	試験	試験会場	待遇・その他
高等工科学校生徒 (推薦)	中卒17歳未満の者 (推薦については中学校長等の推薦等が別途必要です。)	11月1日 ～ 12月16日	24年1月7日～9日 ※いずれか1日指定されます。	神奈川県横須賀市 (武山駐屯地)	修学年限3年 卒業後は陸士長
高等工科学校生徒 (一般)	中卒17歳未満の者	11月1日 ～ 24年 1月6日	1次 24年1月14日 2次 24年1月28日～31日	板野郡松茂町 (海上自衛隊基地内予定)	修学年限3年 卒業後は陸士長
予備自衛官補 (一般)	18歳以上 34歳未満の者	1回目 1月11日 ～ 4月6日 2回目 7月19日 ～ 10月5日	1回目 4月15日～18日 2回目 10月14日～17日 いずれか1日を指定されます	板野郡松茂町 (海上自衛隊基地内予定)	階級は指定しない。 教育訓練招集手当 日額：7,900円 所要の教育訓練を修了した後、予備自衛官として任用
予備自衛官補 (技能)	18歳以上で国家免許資格等を有する者 (資格により53歳未満～55歳未満の者)	1回目 1月11日 ～ 4月6日 2回目 7月19日 ～ 10月5日	1回目 4月15日～18日 2回目 10月14日～17日 いずれか1日を指定されます	板野郡松茂町 (海上自衛隊基地内予定)	技能公募では、語学や医療技術、整備などの分野に精通した皆さんのが応募することができます。

お問い合わせ先：自衛隊河南地域事務所 事務所：阿南市富岡町内町164（内町会館1F）TEL（0884）22-6981

## 牟岐警察署からのお願い

### オウム搜査にご協力を！



現在のイメージ

公証役場事務長  
逮捕監禁致死事件  
ひらた まこと  
**平田 信**  
(46歳)  
身長 183cm位  
ひげが濃い



現在のイメージ

地下鉄サリン事件  
たかはし かつや  
**高橋 克也**  
(53歳)  
身長 173cm位  
眉毛が濃い  
近視（眼鏡使用かも）



現在のイメージ

地下鉄サリン事件  
きくち なおこ  
**菊地 直子**  
(39歳)  
身長 159cm位  
ほくろ（右目下、右こめかみ）

現在も、オウム真理教（現「アーレフ」）の指名手配被疑者3名が逃走中です。

あなたの情報が検挙に結びついた場合は、懸賞金500万円（上限額）が支払われます。

お心当たりのある方は、今すぐ、

110番、または0120-006024までご一報お願いします。

オウム24時間

## 国民年金保険料

### 年末調整や確定申告は、「領収書」・「証明書」の添付が必要です

国民年金保険料は、所得税及び住民税等の申告において全額が社会保険料控除（非課税）の対象となります。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納めた場合も申告することができます。

年末調整や確定申告の手続きの際、1年内に納付した国民年金保険料の額を証明する控除証明書（証明内容は、本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料の額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です）又は領収書が必要となりますので、控除証明書又は領収書は大切に保管してください。

控除証明書の送付について、国民年金保険料を平成23年1月1日から9月30日までの間に納付された方は、平成23年11月上旬に日本年金機構から送付されます。また、平成23年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて納付された方は、平成24年1月下旬に送付されます。

なお、お問い合わせは、控除証明書専用ダイヤルまたは年金事務所までお願いします。

#### 控除証明書専用ダイヤル

受付期間 平成23年11月1日～平成24年3月15日

受付時間 ・月～金曜日 午前8：30～午後5：15

ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は、午後7：00まで

・第2土曜日 午前9：30～午後4：00

祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

TEL 0570-070-117

※一般電話・公衆電話から、市内通話料金でご利用いただけます。

※IP電話等の方はTEL 03-6700-1130へおかけください。

## 牟岐町民運動会



## 南海道地震津波の記録

# 「海が吹きえた日」より

南海道震災に遭遇して

母親をしっかりと抱えて、昌寿寺山へ早足に避難しようとした。北側の四つ角に手押しポンプの井戸があつた。水田商店付近までできただとき、膝の部分まで潮が来ていました。

北に向かって歩き、福岡鉄工所裏の橋（当時は木造で路面は土で低かった）を渡った時は、既に潮は橋の上まで来ており、ようやく昌寿寺山に辿りついた。

浜崎 樹田 実

昭和二十一年十二月二十一日、私宅は、現在の新聞菓子店の所に居住していました。

余震を感じながらも東の空が明るくなつてきた。たくさんの人たちが逃げて来てお互いに慰めあい、挨拶を交し、大きな地震だったと日々にそれぞれの状況について語つてありました。

玄関は西向きで、玄関前の道路橋は現在と同じですが、路の辺に木の電柱が立つておりました。激震で母親を抱きかかえるようにして外へ出たが、目前の電柱が暴風時に竹が揺れるように左右にゆれ、今にも倒れそうで、その場にすくんでしました。

私は家が気になつて山をおきました。自宅は床上浸水で家の中はいつも返して足の踏み場もない状態になつてきました。靴、その他の履物一切が流失し、襷の中間ぐらいまで潮が来たので浸水線がくつきりと浮きぼりになつていきました。

私は二、三日して山を降り私宅に帰りました。私はこの大震災により、自然はすべてを教えてくれたと思います。自然に教わりながら生活できることは幸せかも知れない、強く思うことは自主防災の再認識と、生活面での自立が必要であるうと想います。

それがおさまったころに、近隣の富田回漕店（現在石川食料品店）を経営していた今は亡き富田重雄さんが「津波や！」と大声で叫んだ！

その声が私の耳に入ってきたと同時に、大ハサウエーを引っぱって走るようなガラガラと大きな音が南の浜の方より聞えてきました。びっくりして

# 保育所運動会

